

学校規則

—内部寮滞在者—



TARGET
Global English Academy

規則の目的

- すべての学生は英語学習を中心とした生活を送ることが求められます。適切な学習環境を維持し、学習風紀を阻害する恐れがある行為を規制するために本規約が設けられています。
- 共同生活となるため、相互の理解と協力が求められます。そのため、共同生活を阻害する行為を本規約にて規制しています。
- 学生の安全を確保し、トラブルを予防する理由から、本規約により学生の行為に規制が設けられています。

本規約への同意と遵守

必ず本規約をお読みになり、同意ご理解の上でご入学ください。入学手続き中、及び在学中は、本規約を遵守して頂くことが義務付けられます。本規約に同意及び遵守をする意志がない方の入学はできません。

A. 入学登録・到着・延長に関する規則

1. 入学登録

- お申込者は、当校および提携代理店（以下、登録窓口）を通じ、入学手続き等の留学サポートを受けることとします。
- お申込者に以下の定める事情がある場合、学校はお申し込みを解除できるものとします。
 - 指定期日までに学校が求める情報、書類の提出、費用のお支払いを行わない場合。
 - 登録窓口からお申込者に連絡がつかない状態となり、入学が行われない恐れがある場合。
 - 学校に虚偽の報告（住所、氏名、年齢、性別、国籍、持病、介助の必要等）を行っていた場合。
 - お申込者が渡航及びフィリピンへの入国条件を満たしていない場合。
 - その他、学校がやむを得ない事情を認めた場合。
- 学校が既に入学登録を受理している場合、その期間と重複する入学登録を他の登録窓口を通じて行うことはできません。お申込者が登録窓口の変更を希望する場合は、その理由を学校に通知する必要があり、その理由によっては変更が許可されない場合があります。
- 身体にハンディキャップ、アレルギー、持病、精神疾患等がある場合、お申し込み時にその症状や注意事項、特別な対応の必要性の有無を細かく書面で伝える必要があります。また、学校が求める場合は、誓約書及び医師の診断書の提出が必要です。その内容によっては、安全上の観点から入学が認められない場合がありますのでご了承ください。

2. 支払い

- 学校が指定する入学前支払い費用を登録窓口が指定の方法で支払うこととします。
- お申し込み日より5営業日以内にお支払いを完了してください。期日に間に合わない場合は、登録窓口までご連絡ください。

3. 空港ピックアップサービス（セブ空港へのお迎え）

- フライトスケジュールを遅くともご出発の1週間前までに登録窓口を通じご連絡ください。
- 事前にフライトスケジュールをご連絡頂けなかった場合、また事前連絡なくフライトスケジュールを変更した場合、空港ピックアップが行えない場合があります。搭乗予定便への乗り遅れ、欠航などの事情により、到着便が予定と異なることとなった場合、学校が指定する連絡先へ必ずお電話ください。

4. 入退寮

- 原則として入寮及び退寮日は以下の通りとします。

入寮日	日曜日 00:00 AM～月曜 06:00 AM ※セブ空港への到着予定時刻で判断
退寮日	土曜日 15:00 PM ※退寮時刻後も同日中の公共スペースでの滞在、大型荷物の預かりは可

[補足]

- セブ空港への到着予定時刻が23時台となる場合、翌日に入寮すると扱われ、空港へのお迎え時間は翌日 00:00 AM となります。
- 前泊及び延泊は原則各一日までとなり、事前にご予約頂く必要があります。前泊及び延泊は、お部屋の予約状況によって別タイプのお部屋、もしくは外部のホテルやコンドミニアム泊となる場合があります。
- お部屋は同じタイプのものであっても広さ、形状、日当たり、Wi-Fi の受信感度や設備の新旧等に差があります。原則としてお部屋のタイプのみ選択可能で、個別のお部屋を選択することは出来ません。
- 複数人部屋において使用するベッドについては、ルームメイトとお話し合いの上、決めて頂きます。

5. 延長

- 現地で留学期間の延長を希望する場合、1週間以上前に申請して下さい。また、申請時点での空室状況により延長ができない場合があります。
- 延長手続きは、原則入学申込を行った登録窓口が行うことになります。学校が認める事情以外で登録窓口を変更することはできません。

6. 保険加入の義務

- 原則として全ての学生は海外旅行傷害保険の加入が義務付けられます。保険に加入していない場合、学校は学生に代わって医療費や損害金の支払い、立替えは一切致し兼ねますのでご了承ください。
- クレジットカードの利用付帯保険をご利用の方は、保険適用条件をカード会社にご確認ください。また、必ず旅費のカード払いを証明出来るもの(カード利用明細書など)をご準備下さい。
- 現在滞在している国の関係上、保険に加入することが出来ない場合は到着時にご相談下さい。

B. 費用の支払い・返金に関する規則

1. 返金規約

- 入学金の返金は一切行わないものとします。
- 入寮予定日の15日前までにキャンセルした場合、学校は返金規約に則りコース料金（授業料＋寮費）の100%を返金するものとします。
- 入寮予定日の8日前までにキャンセルした場合、学校は返金規約に則りコース料金の75%を返金するものとします。
- 入寮予定日7日以内にキャンセルした場合、学校は返金規約に則りコース料金の50%を返金するものとします。
- 入寮後に期間途中で自主退学をした場合、残存期間が4週間以下の場合、学校は返金をしないこととします。5週間以上の場合、学校は残存期間から4週間分を差し引いたコース料金の25%を返金するものとします。
- 入寮後に期間短縮をした場合、短縮期間が4週間以下の場合、学校は返金をしないこととします。5週間以上の場合、学校は短縮期間から4週間分を差し引いたコース料金の25%を返金するものとします。
- 返金において金融機関より徴収される手数料は全て学生の負担とします。

2. 退学による返金

- 学生が学校規則及び法令違反により退学処分になった場合、学校は一切の返金をしないこととします。但し、“D. 退学に関する規則 4 項”に基づく場合に限り、返金規約に則り返金されることとします。

3. 変更に伴う費用の支払い及び返金

- 学校は、学生が追加料金を必要とする変更を希望した場合、料金支払い後にサービスの提供を開始します。
- 入寮後に学生の都合により登録コースより低額となるコースへ変更する場合、差額の返金はしないこととします。

4. SSP / VISA / ACR I-CARD

- 全ての学生は学校が指定する SSP 発給申請費、入国から30日を超えて滞在する場合の VISA 延長費、入国から滞在59日を超える場合の ACR I-CARD 発給申請費を学校に直接支払うこととします。

5. 電気代 / 管理費（共益費）

- 全ての学生は学校が指定する金額の電気代、管理費（共益費）を支払うこととします。電気代はお部屋タイプごとに一週間の使用上限電力量が定められており、それを超過した場合は、超過分を毎週金曜に支払うこととします。
- 複数人部屋における超過分の電気代支払額は、滞在人数での均等按分(割り勘)となります。同室の学生全員の合意がない限り、按分割合に異議を申し立てることはできません。
- 電気代超過分のお支払が確認出来るまで、外出を禁止する場合があります。

[参照] 一週あたりの利用上限電力量（1室あたり）

1人部屋：50kwh / 2人部屋：60kwh / 3人部屋：80kwh / 4人部屋：110kwh

6. 預かり金

- 全ての学生は、保証金として入学時に学校が指定する金額の支払いが義務づけられています。
- 預かり金の早期返金は一切行いません。退寮される週の卒業式後に返却されます。
- 退寮時、寮設備や備品に異常がなければ全額返金致します。破損や欠品があった場合、修繕費用を差し引いた保証金残額を返金いたします。保証金を超える修繕費用となった場合、不足分の実費を負担して頂きます。

7. その他の費用

- 全ての学生は教材代や前泊及び延泊代として、学校が指定する金額を支払うこととします。

C. 授業・生活・外出に関する規則

1. 授業規則

a. 授業 一般規則（Category 1）

- 講師や他の学生への誹謗中傷、粗野な言動、喧嘩、嫌がらせ、セクハラ行為、授業の進行を妨げる行為は厳禁です。
- 授業には露出度の高い服や寝間着と見なされる衣類など受講に相応しくない格好での出席はできません。

- ・ 教室内の飲食は、衛生上の理由から飲み物以外を禁止とします。
- ・ 人種差別的な発言、思想及び信仰の自由を侵害する発言等は一切認められません。
- ・ 特別の理由及び学校の許可が無い限り、授業中の退出及び授業を放棄することはできません。

違反した場合、以下の罰則を適用いたします。

1 度目の注意警告	英文による反省文の提出
2 度目の注意警告	5 日間の外出禁止
3 度目の注意警告	退学処分

b. 授業 欠席・遅刻規則 (Category 2)

- ・ 無断での遅刻及び欠席は禁止されており、学校に事前連絡を行う必要があります。なお、体調不良により事前連絡が難しい場合に限り、その当日中にオフィスへの報告を必ず行ってください。
- ・ 出席率が 90%を下回った場合、学校職員が面談を行う場合があります。

c. 授業 クラス変更規則

全ての学生はマンツーマンクラスの講師、グループクラス、ナイトクラスの課目を変更することが出来ます。

時間	9:00 – 18:00
曜日	月曜 – 金曜
適用	即日及び翌月曜日から(タイムテーブルに応じて)

- ・ スケジュールの都合上、ご希望の講師が指定できない場合がありますのでご了承下さい。尚、クラス変更の際はなるべくその理由を事前に担当講師に伝えるようにして下さい。
- ・ 同じ講師のマンツーマン授業は一日最大 2 時間となります。

d. 授業 追加授業規則 (Category 3)

全ての学生はマンツーマンクラスを有料にて追加することが出来ます。

受講可能時間	平日 08:00 – 17:00 休日 10:00 – 17:00 (最大 6 時間)
申込み締め切り	毎週水曜まで

- ・ オフィスを通さず講師に直接交渉することは禁止されています。また、講師とのオンラインでの授業も禁止します。
- ・ 一度申込みを行った追加授業をキャンセルする場合は、水曜までに申し出る必要があります。
- ・ 追加授業の担当講師が希望通りではないという理由で、費用の返金を求めることはできません。

上記の内容に違反した場合、以下の罰則を適用します。

1 回目の注意警告	3 日間の授業停止及び 5 日間の外出禁止
2 回目の注意警告	退学処分

e. 授業 特別修了証の発行規則

- ・ 学校規則に違反がなく、95%以上の授業への出席をした 4 週以上就学の学生に対し、特別修了証を発行し授与します。

2. 生活規則

a. 生活 重要規則 (Category 4)

- ・ 一切の理由を問わず、異性の部屋に立入ること、異性を立入らせることを禁止します（家族関係など事前許可がある場合を除く）。
- ・ 一切の理由を問わず、外部寮（ホテル及びコンドミニアム）の他者の部屋に立入ることを禁止します（家族関係など事前許可がある場合を除く）。
- ・ 学校敷地内における一切の性的接触やそれに準ずる行為を禁止します。
- ・ 講師及び業務外の目的で職員を寮室内に入室させる行為を禁止します。当該講師及び職員は解雇処分となります。
- ・ 建物内での喫煙、火気の使用を禁止します。(蚊取り線香の使用も含む)

上記の内容に違反した場合、下記の罰則を適用します。

1 回目の注意警告	英文による反省文の提出
2 回目の注意警告	退学処分

b. 生活 一般規則 (Category 1)

- ・ 酒類の学校内への持込みを禁じます。なお、外部寮から内部寮に移動した場合においても適用されます。

- ・ 門限時刻以降、他の学生の部屋への入室は、同性の部屋であっても禁止とします。
- ・ 夜 10 時から朝 6 時まで、大きな騒音を立てることを禁止します。廊下や複数人部屋での電話、運動の騒音や音楽の再生などもこれに該当します。
- ・ 食堂で提供される食事や食器類、校内の備品を部屋に持ち込むことを禁止します。共用の清掃用具については、使用後速やかに指定箇所に返却することとします。
- ・ 指定箇所及び自室以外に洗濯物を干すことを禁止します。指定箇所以外に干された洗濯物は回収され忘れ物として管理されます。
- ・ 複数人部屋の室内運用ルールについては同室の学生間で制定することとしますが、著しく他者のスペースを妨害する行為、学生間でのルールの制定や遵守を拒む行為、理不尽と解釈されるルールの制定、また学校規約や公序良俗に反するルールの運用は禁止します。
- ・ 非常時以外の非常階段への出入りを禁止します。
- ・ 職員以外の立ち入りが禁止されている箇所に許可無く出入りすることを禁止します。
- ・ 自習室など共用スペースを私的に占有することを禁止します。共有スペースに置かれた私物は即座に忘れ物と扱われ、落とし物置き場にて管理されます。なお、忘れ物を無断で利用することは、“D. 退学に関する規則”の条項に基づき処分される場合があります。
- ・ 室内に調理機器を持ち込んで調理することは禁止します。
- ・ 学校内の設備及び備品を破損させることを禁止します。（修繕費用の実費を請求します）。
- ・ トイレや排水口に本来想定されていない異物を流すことを禁止します（修繕費用の実費を請求します）。
- ・ 公共スペースで寝る行為を禁止します。
- ・ 酩酊状態で寮内に戻ることを禁止します。
- ・ その他、暴力や暴言、喧嘩、根拠の無い噂や不合理な噂を流布し過度に他の学生の不安を煽る行為など、学校内の風紀を乱す恐れのある行動及び発言は禁止します。なお、法律に違反する場合や学校の運営を阻害すると判断された場合、“D. 退学に関する規則”の条項に基づき処分されます。

上記の内容に違反した場合、下記の罰則を適用します。

1 回目の注意警告	英文による反省文の提出
2 回目の注意警告	5 日間の外出禁止
3 回目の注意警告	退学処分

3. 外出規則

a. 外出 重要規則（Category 5）

- ・ 講師との外出はトラブル防止の理由により、学生と講師あわせて 3 名以上である必要があります。それ以外の状態での外出は禁止されており、当該学生と講師は処分対象となります。

[補足条項]

- ・ 当初上記に違反しない外出であっても、参加者の欠席や途中での帰宅により、上記に違反する状態となった場合も該当します。この状態になった場合は速やかに解散しなければなりません。
- ・ 同性同士であっても学生と講師の 2 人だけでの外出は禁止しています。
- ・ 学校が特別に許可した場合においては適用されません。

上記の内容に違反した場合、下記の罰則を適用します。

1 回目の注意警告	英文による反省文の提出
2 回目の注意警告	退学処分

b. 外出 一般規則（Category 1）

- ・ 外出の際は必ずガードに ID を提示し、名前、行き先を伝える必要があります。
- ・ 保安上の理由により、極度に華美な服装の場合（極度に露出した服装、華美な装飾品、ギャング風ファッション、差別や挑発的な文言やデザインが書かれた T シャツ等）、外出を認めない場合があります。ガードの指示に従い速やかに服を着替えて下さい。
- ・ 外泊は原則として休前日のみ認められています。宿泊を伴う外出をされる方は、オフィス営業時間内に申請許可を受ける必要があります。平日に旅行を希望する場合は、オフィスにご相談下さい。
- ・ 保安上の理由により、原則 18 歳未満及び高校生の個人的な事情による外出は許可されません。但し、保護者が同行する場合、または保護者より所定の申請書の提出による許可があり、かつ成人が同行する外出の場合（学校外部の成人の場合は保護者の許可が必要）に限り許可されます。事前にオフィスの許可を取得して下さい。
- ・ 保安上の理由により、風俗営業店、クラブへの出入りは禁止とします。
- ・ 保安上の理由により、酩酊状態になるまでの飲酒を禁止します。
- ・ 保安上の理由により、門限が定められています。また、門限時刻以降、公道を隔てて立地する学校施設間の往来ができなくなります。必ず厳守して下さい。

[成人] 月曜日-木曜日、日祝日：11:00 PM 金曜日-土曜日、祝前日：なし

[18 歳未満及び高校生] 曜日を問わず：10:00 PM

※外部寮から内部寮滞在に変更となった場合においても適用されます。

- ・ 保安上の理由により、平日の外出は 05:00 AM より許可されます。旅行、帰国など当社が認める事情がある場合はその限りではありません。

上記の内容に違反した場合、以下の罰則を適用します。

1 回目の注意警告	英文による反省文の提出
2 回目の注意警告	5 日間の外出禁止
3 回目の注意警告	退学処分

D. 退学に関する規則

1. 複数回の違反による退学処分

- ・ “C. 授業・生活・外出に関する規則”における条項に基づき、退学処分となる回数の違反が認められた場合。

2. 初回の違反で学生が退学処分となる違反（Category 6）

- ・ 学生間及び講師との間で物品の売買及び金銭貸借は禁止されており、これによりトラブルが発生した場合。
- ・ 学校より敷地内への立ち入り許可を受けていない者を引き入れる行為。
- ・ 規則違反の隠蔽のために、職員や学生を買収及び恐喝する行為。
- ・ 講師及び職員に対して退職を促したり、転職を勧誘する行為。
- ・ 事実無根、不合理な風説を流布し、過度に他の学生や講師の不安をあおるような行為。
- ・ 学校に事実無根の虚偽の報告をし、他の学生や講師、職員の名誉を傷つける行為。
- ・ いじめ行為、喧嘩、乱暴な言動、公衆の目に触れる場所や音の発生により他者に嫌悪の情を抱かせる行為、のぞき行為、他者に不安や迷惑を覚えさせるつきまとい行為や、許可無く部屋への侵入する行為など、公共の秩序を著しく乱す行為や他者に対し著しく迷惑となる行為と学校が判断した場合。
- ・ 校内に喫煙器具を除く燃料、火薬類の危険物、刃物、こん棒等の武器として見なされる物を持ち込む行為。
- ・ 学校の内外を問わず、幻覚や幻聴症状や錯乱、昏睡状態を引き起こす恐れがある薬物、大麻や脱法ハーブなどの使用または所持。また、疾病の治療目的以外に多量の医薬品を服用する行為。
- ・ 学生が他の学生を煽動し、ピラの掲示及び配布、集会を開く、ボイコットの実施、団体交渉の要求、また特定の思想や宗教への過度な勧誘など、周囲に不安を与えたり、学校の運営に支障を及ぼしたりする行為。
- ・ 学校へ事前報告することが必要とされる事項を隠したり、虚偽の情報により入学し、その理由が悪質と学校が判断した場合。
- ・ 学校の指示や注意に適切に従わず、悪質であると判断された場合。

3. 初回の違反で学生が退学処分となり、学校が速やかに法的措置を取る違反（Category 7）

- ・ 学校の内外を問わず、大麻・麻薬等の違法薬物の所持または使用、窃盗、恐喝、脅迫、暴行、詐欺、その他の違法行為。
- ・ 学生が学校運営を妨害したり、恐喝、脅迫、強要したりする行為。
- ・ インターネットや掲示物、文書の配布、演説により、学校や学校関係者を誹謗中傷するような行為。

4. 致し方ない事情により退学となる場合

- ・ 疾病や傷害により学校生活の継続が困難と学校が判断した場合。この事情による退学に限り、学校は返金規約に基づいて返金することとします。

E. 免責事項

- ・ 学校は、航空機遅延、紛争、内乱や天災、当局の規制等の学校が管理できない理由によって授業などのサービスが提供できない場合、学生に対し、その補償を行わないこととします。
- ・ 学校は、貴重品の預かり、金銭貸与及び銀行口座の貸し出しは行いません。学生は、貴重品を鍵付きの鞆を用いるなど、自己責任のもとで管理することとし、学校は紛失や盗難に伴う一切の責任を負わないこととします。なお、紛失や盗難、カードの利用が出来ない場合などの事情で資金が不足する場合はご相談下さい。
- ・ 学校内外を問わず、事故、盗難、事件、疾病、傷害、行政当局からの拘束に対し、学校は一切の責任を負わないこととします。
- ・ 学校規則や安全管理の注意事項を遵守しない状態で事件や事故に巻き込まれた場合、学校はサポートの責任を負いません。
- ・ 洗濯物の破損、紛失、天候を事情とする返却の遅れに対して学校は責任を負わないこととします。そのため、高価な服、破損しやすい服は必ずご自身で洗濯して下さい。
- ・ 学校が提供するインターネット設備はフィリピンの通信インフラの特性上、大変不安定なものであり、常時接続出来ることを保証することはできません。また、Wi-Fi は電波を利用するため、寮内の各室すべてからの接続を保証することはできません。そのため、インターネットの接続ができないことにより発生した損害に対する補償及び代替サービスの提供は、一切致し兼ねますのでご了承ください。なお、教室内への Wi-Fi の提供は行っておりません。オンライン辞書をご利用の場合は必ずオフラインでも使えるものをご用意下さい。
- ・ フィリピンの水道や給湯器、冷房などの設備は、日本水準の品質はお約束出来ないことをご理解下さい。
- ・ 学生間で発生したトラブルにおいて、その解決は当事者間の責任によって行われるものとし、学校は問題解決の結果に対して責任を負いません。
- ・ 学校には学生の帰国便フライトスケジュールの管理、予約変更を行う責任はありません。各自で確実に管理して下さい。

- ・ 祝日による授業減少に対する補償は、原則致し兼ねます。祝日は原則としてフィリピン政府の定める通りとなり、運営の都合上、祝日実施日を前後させる場合があります。また、選挙などの事情により、突発的な祝日が制定される場合があることをあらかじめご了承ください。
- ・ 学校は定期的に害虫駆除を行います。その時間帯はお部屋に滞在することが出来ません。

F. 権利と責任

- ・ 学校は、為替変動や政府の政策、社会的情勢等の理由で随意に授業料等各種料金を変更する権利を有します。
- ・ 学校は、学校規則、コース開始日、カリキュラム、食事メニュー等のサービスをいつでも変更し、その内容を決定する権利を有します。
- ・ 学校規則への違反に伴う罰則の適用は、学校が事実確認および諸事情を加味し最終決定します。すべての学生は、その結果に異議を申し立てることはできません。
- ・ 学校は、運営上の事情により学生の担当講師を変更する権利を有します。学校が決定した講師変更に対し、異議を申し立てることはできません。
- ・ 学生の安全管理及び風紀維持のため、学校は学生の手荷物を検査する権利を有します。
- ・ 学校は、フィリピン共和国の法律に違反した学生を当局に通報する権利を有します。なお、違法行為が発覚した際、学校は当局の指導及びフィリピン共和国法に基づき適切な措置を取ることとします。
- ・ 学校は、保護者や留学代理店、所属教育機関や企業に対し、学生の状況などを連絡する権利を有します。
- ・ 学校は、清掃や設備の修繕、緊急事態、学生の生命と安全が危険にさらされている恐れがある場合、重大な規則及び法令違反の恐れがある場合など、必要が認められた際に、事前の許可無く学生の部屋に立ち入る権利を有します。
- ・ 学校は、保安上及び風紀管理の理由から、職員及び防犯カメラで公共スペースを監視する権利を有します。
- ・ 学生は、学校の指示や決定した規則に従うことが義務付けられ、学校は学校規則に基づき、指示や規則に従わない学生を罰する権利を有します。
- ・ 学生は、規則制定がないことにおいても、常識的なマナーを遵守する必要があります（ごみは所定の場所に捨てる。喫煙は指定箇所で行う。など）。過度なマナー違反、職員の指示に対し是正の見込みがないなど学校が判断した場合、校則により罰する権利を有します。
- ・ 学生は、重大な規則違反や犯罪行為を認知した場合や、学校外で犯罪や事故に遭った場合、学校に報告を行う必要があります。また学校は、報告に基づく事実確認の後、必要と判断された場合は学校規則及び法令に基づいた対応を行う責任があります。
- ・ 学生は、必ず朝と夕方に学生用掲示板を確認する義務があります。規約改定や提供サービスの各種変更、情報提供などは、学生用掲示板にて告知されることを原則とし、学生が確認を怠ったことによる不利益に対し、学校は一切の責任を負いません。
- ・ 学生は本規約の内容の説明を学校より受ける権利があります。そのため、規則に違反した際、本規約の内容を理解していないことを理由に処分を免れる行為は一切認められません。

G. 本規約における合意事項及び準拠

- ・ 罰則が設定されている規則には、Category 1～7 に分類されています。同一の Category No.の規則に違反した場合は、異なる条項の規則違反であっても違反回数が累積されます。
例：授業・生活・外出規則の一般規則はいずれも Category 1 に分類されており、いずれの規約違反においても違反回数が累積されます。

C-1-a 項（授業 一般規則）に違反：Category 1 の違反のため、1 回目の注意警告（英文による反省文の提出）

C-2-b 項（生活 一般規則）に違反：Category 1 の違反のため、累積が行われ 2 回目の注意警告（5 日間の外出禁止）

C-2-a 項（生活 重要規則）に違反：Category 4 の違反となるため、上記との累積は行われず 1 回目の注意警告（英文による反省文の提出）

C-3-b 項（外出 一般規則）に違反：Category 1 の違反のため、累積が行われ 3 回目の注意警告（退学処分）

- ・ 本規約は変更されることがあります。その場合、お申込者及び在学中の学生に変更後の規約が適用され、いかなる場合も遵守して頂きます。
- ・ 本規約の事実認定や公序良俗に対する学校の判断は、フィリピン共和国及び日本国の慣例に準拠します。
- ・ 学校と学生の間で紛争が生じた場合、最終的にフィリピン共和国法を準拠法として本規約が解釈されることとします。また裁判による係争が行われる場合、学校所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
- ・ 本規約は 2018 年 5 月 10 日以降にお申込み及び在学中の学生に適用されます。